

(電子メール施行)  
高第 1123 号  
令和 4 年 4 月 26 日

各高齢者福祉施設長 様  
各介護サービス事業所の長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

## 高齢者福祉施設等における感染防止策の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、3月21日をもって、本県ではまん延防止等重点措置実施区域が解除されたものの、依然、県内の新規感染者数については週平均で千人を超える状況が続いております。

また、大型連休を控え、今後、人と人との接触の機会が増加することが見込まれることから、感染の再拡大が懸念されます。

4月25日には兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、第6波の取組を振り返り、顕在化した課題や関係者の意見等も踏まえつつ、次なる波に向けた対応を検討していくこととしております。

オミクロン株に顕著な特徴として、感染拡大の速度が非常に速いことや無症状者からの感染、高齢者等において感染を契機に基礎疾患が増悪すること等があります。こうしたことから、改めて、施設における感染防止対策を振り返り、再徹底いただくとともに、感染者発生に備え、迅速に必要な対応が取れるよう配置医師や協力医療機関等と御相談いただくなど、医療関係者と連携を図っていただきますよう要請します。

現時点において高齢者施設等におけるクラスターの発生は減少しておりますが、依然として高齢者施設等でも感染者が発生している状況に鑑み、改めまして、下記にも御留意の上、感染防止対策の徹底に御協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

第1 本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

第2 感染拡大防止策の徹底

1 感染対策の徹底

(1) 感染防止策の徹底

職員に対して、出勤前の検温や、発熱等の症状が認められる場合に出勤しないことを徹底いただくとともに、①不織布マスクの着用や手洗い等の基本的な感染対策の徹底、②感染リスクの高い行動の回避等を通じ、感染対策を徹底すること。

また、レクリエーション時のマスク着用や、送迎時の複数の窓開け等基本的な感染防止策を徹底するとともに、参考1の動画や参考2のポスターを活用し、普

段は見落とされがちで気を付けるべき内容や必要な取組を確認すること。

【参考 1】 兵庫県看護協会作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」  
<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>

【参考 2】 兵庫県ホームページ（「2 引き続き、感染防止対策の徹底した上での介護サービスの継続提供をお願いします。」の項中「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスターを御活用ください。」）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka02>

## (2) 各施設等での面会の対応

感染拡大状況の中、利用者等の QOL を考慮しつつも、感染拡大防止の観点を踏まえ、直接面会からオンライン面会等までを含めた対応を検討すること。

【参考】 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について(令和 3 年 11 月 24 日付け国事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf>

## 2 各施設等従事者に対する集中的検査

入所系施設、通所系施設における感染者を早期に発見し、事業継続を支援するため、無症状の当該施設等の従事者に対し実施する全額公費による任意の検査を積極的に受検すること。

【参考】 兵庫県ホームページ（高齢者施設の従事者に対する新型コロナウイルス感染症病原体検査の実施について）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shisetsukensa.html>

## 第 3 感染者発生時の対応

### 1 医療従事者の派遣

高齢者施設等において患者が発生した際は初動が重要であることから、所管健康福祉事務所等と連携して、県看護協会等による施設の感染拡大防止対策の指導及び医療従事者の支援を必要に応じて活用すること。

【参考】 兵庫県ホームページ（社会福祉施設等の感染者発生時における初動体制構築指導事業への感染管理認定看護師等の派遣について）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/hpkeisaiyou.pdf>

### 2 感染者発生時の事業継続支援事業の活用等

感染者が発生した高齢者施設等が、介護サービスを継続する際に生じた衛生資材の不足については県の配布事業を、職員の不足については兵庫県協力学ーム(他の施設職員が応援する仕組)などを、必要に応じて活用すること。

また、サービス継続のために必要な経費(かかり増し経費)があった場合には、サービス継続支援事業補助金を、必要に応じて活用すること。

【参考】兵庫県ホームページ（「4 新型コロナウイルス感染防止等に向け様々な施策のご活用・取組へのご協力をお願いします」）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka04>

※ リンク先での掲載場所は次のとおり。

a 衛生資材の配布→「(1)」

b 兵庫県協カスキーム→「(2)」

c サービス継続支援事業補助金→「(3)」

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当) e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--

# ゴールデンウィーク・感染防止策の徹底を！

県内の新規感染者数は、若い方々を中心に高止まりの傾向にあります。ゴールデンウィークは、帰省や旅行での移動に伴い、人と人との接触の機会が増えるため、感染の再拡大が懸念されます。

改めて、一人ひとりの感染防止策の徹底と、ワクチンの積極的な接種をお願いします。

## 1 リスクの高い行動の回避

- ・発熱・咳など体調が悪い場合は、帰省・旅行・イベントへの参加などの外出を控え、医療機関に電話のうえ受診してください。
- ・混雑している場所や時間を極力避けて、少人数で行動してください。
- ・特に帰省先や旅行先では、大人数での会食や大声での会話など、感染リスクの高い行動を避けてください。

## 2 基本的な感染防止策の徹底

- ・定期的な室内換気、適切なマスク着用、こまめな手洗いや手指消毒、人と人との距離確保、三密（密閉・密集・密接）の回避など、日常生活の基本的な感染防止策を徹底してください。
- ・飲食店では、短時間・少人数を基本に、認証店舗は同一テーブル4人以内、非認証店舗は同一グループ4人以内での飲食、会話の際はマスク（不織布マスクを奨励）の着用を徹底してください。
- ・多数利用施設では、入場者の整理やマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染防止策を徹底してください。
- ・特に、職場や学校・クラブ活動などでは休憩・食事における感染防止策を徹底してください。

## 3 ワクチンの積極的な接種

- ・ワクチン接種は発症や重症化の予防に有効です。未接種の方は積極的な接種の検討をお願いします。
- ・県の大規模接種会場（姫路・西宮）では、県外に住民票をお持ちの方も含め、予約なしでの接種が可能です。